

⚠️ ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 告知義務について
- 責任開始期と契約日について
- 保険金等をお支払いできない場合について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格 をもつ 募集人について

三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

PGF生命コールセンター

通話料
無 料 **0120-56-2269**

コール ジブ ロック
<受付時間>平日8:30~20:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

- 「新・フォーライフカレンシー」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「新・フォーライフカレンシー」はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は「新・フォーライフカレンシー」の引受保険会社であるPGF生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

募集代理店 (三菱東京UFJ銀行) からの ご説明事項

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」に記載しています。また、実際にお取り扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内での取り扱いとなり将来変更される可能性があります。

各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください



PGF生命コールセンター

通話料
無 料 **0120-56-2269**

コール ジブ ロック
<受付時間>平日8:30~20:00/土曜 9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

経験豊かなオペレーターが親切・丁寧にご案内します



■主なご利用内容

- 引越されたとき
- 結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- 保険金等をご請求される時*
- 保険金即日支払サービスをご利用される時
- 解約される時
- 各種お問い合わせ、ご相談等

*保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命までご連絡ください。

■最新の積立利率や為替レートをご案内します。

●積立利率は毎月1日と16日に設定され、契約日における積立利率が適用されます。また、各通貨毎の為替レートは日々変動します。最新の為替レート(保険料外貨入金特約用、円支払特約および積立金定期引出特約用)や積立利率をご案内します。

最新の積立利率等はインターネットからもご確認いただけます

PGF生命ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

■ご契約の解約はお電話で手続きを完了することができます。

- 解約返戻金を円で受け取る際の為替レートはお電話をいただいた日(土曜の場合は翌営業日)の所定の為替レートとなります。
 - お申し出いただく際に「本人確認(契約者)」、「証券番号」、「送金先口座(契約者本人名義)」を確認させていただきます。
- ※ご契約内容によっては、電話による解約ができない場合や所定の書類をご提出いただく場合があります。また受付時間は運用通貨や曜日によって異なります。くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
したがって、ご契約後のご照会は引受保険会社までお願いします。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店



株式会社 三菱東京UFJ銀行

MUFG

三菱東京UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)

<http://www.bk.mufg.jp>

平成26年7月現在(No.05552)

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社 / 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター **0120-56-2269**

通話料
無 料

コール ジブ ロック
※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

受付時間 / 平日 8:30~20:00

土曜 9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

MU-340112-02 PGF-A-2014-047(2014.7.1)



Prudential

一時払終身保険
(無配当)

平成26年7月版

新・フォーライフ Forlife Currency カレンシー

積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

■パンフレット:1~8ページ ■契約概要:9~18ページ ■注意喚起情報:19~29ページ

「新・フォーライフカレンシー」はPGF生命を引受保険会社とする生命保険であり、
預金ではありません。

募集代理店



三菱東京UFJ銀行

MUFG

引受保険会社

PGF生命

この保険の引受保険会社はPGF生命です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、PGF生命の募集代理店です。

父が遺してくれた「支え」

生命保険協会「2000年エッセイ」

父が他界したのは私が二十歳の時。亡くなる少し前、「保険がおけるから」と繰り返すので、そんなこと言わないでと責めたことがある。父は目を閉じ、声をたてずに泣いていた。

先日、母に「あの預金で旅行にでも行ってあげたいのよ」と言うと、すぐに拒まれた。母はこれまで父の死亡保険金に手をつけたことがない。「今までやってこられたのは、あのお金のおかげよ。ギリギリに追い詰められるまでは絶対に使うまいって、がんばってきたんだから」

母の言葉に、父の顔が浮かんだ。「天の上でぼやいているかもよ。『俺がせっかく遺してやったのに使ってもらえない。かわいくないヤツだ』って」

母は笑いながら、首を横に振った。「でも、すごく感謝してるわ。いざとなったら引き出せるお金があるって大きな支えよ」

その言葉を聞いて、私はあることを思い出した。父に保険のことを言うのはやめたと訴えたあの日、付き添いの方に言われたのだ。「お父さんは家族に『支え』を遺したい一心なのよ」と。

そういえば、大黒柱たる者にこだわり、とにかく私たちを守ってくれる人だった。

父の想いはしっかりと生きている。保険のお金を一円たりとも使わないことが、母を今まで支えてきたのだ。父が遺したお金をあてにするのではなく支えにしてきた母、これからも強く堅実に生きていくに違いない。我が家の大黒柱はやはり永遠に父のようだ。



積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)

大切な資産をのこすことは 大切な人へのメッセージ



PGF生命は
世界最大級の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。



PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループの中で、銀行等の窓口を通じて生命保険をお届けする銀行窓口販売事業(バンカシュアランス)を中心とする代理店チャネル専業会社として2010年8月に販売を開始し、バンカシュアランスに特化したサービス、生命保険商品を展開しております。

【日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について】



◀本社 プルデンシャルタワー(東京 永田町)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

基本

タイプ

運用通貨



積立利率適用期間*



*豪ドル建での場合、10年のみとなります。

10年または15年ごとに更改される積立利率で資産を運用通貨で着実にふやしながら終身にわたり死亡保障を確保することができます

積立金 定期引出

タイプ

運用通貨



積立利率適用期間*



*豪ドル建での場合、10年のみとなります。

積立利率に応じて設定される定期引出金を受け取りながら終身にわたり死亡保障を確保することができます

【仕組み (基本タイプ: 積立金定期引出特約が付加されていないタイプ) (米ドル建ての場合)】

※この保険の為替リスク、解約返戻金、ご契約にかかる費用等について、くわしくは19～21ページをご覧ください。

- ご契約例**
- 保険期間: 終身
 - 運用通貨: 米ドル
 - 積立利率適用期間: 15年
 - 一時払保険料: 100,000米ドル
 - 契約日(責任開始日)の積立利率: 年2.5%*
 - 積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率: 年3.5%*
 - 積立利率計算基準日(第2回目)の積立利率: 年1.5%*
- *記載の各積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

契約日の積立利率: 年2.5%*

[運用通貨]

米ドル ユーロ 豪ドル 円



[積立利率適用期間*]

10年 15年

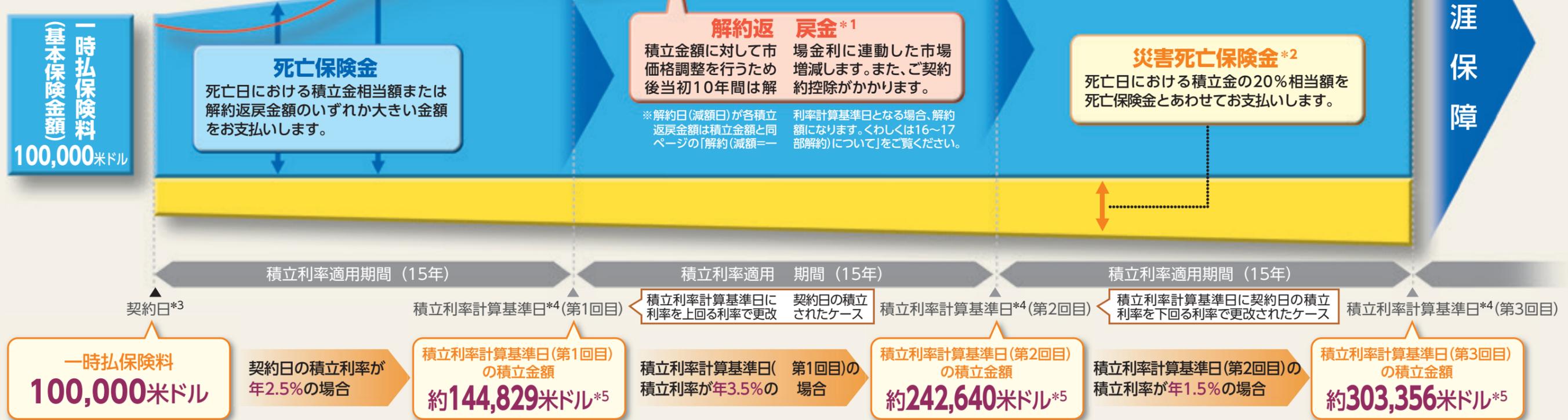
*豪ドル建ての場合、10年のみとなります。

積立利率、積立利率適用期間について

- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。
 - 積立利率は契約日の利率が直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年または15年ごとの年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
 - 積立利率は契約日または積立利率計算基準日に応じて定める基準利率*1に外貨建ての場合は最大1.0%、円建ての場合は最大0.7%を増減させた範囲内でPGF生命が定めた利率から、保険関係費用*2を差し引いた利率とし、毎月2回設定されます。
- *1 基準利率について、くわしくは11ページの「保障内容について」をご覧ください。
 *2 保険関係費用について、くわしくは19ページの「積立利率について」をご覧ください。
 ※基本タイプの積立利率は年0.05%が最低保証されます。

外貨建て(米ドル・ユーロ・豪ドル建て)のご契約について、保険料を円や運用通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合(外貨でお受け取りいただいた後、円に換算してお受け取りいただく場合を含みます)等、為替相場の変動による影響を受けます。

<イメージ図>



※この図はイメージであり、将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額等を保証するものではありません。

*1 積立利率計算基準日以外の日に解約した場合、解約返戻金には市場価格調整が行われます(くわしくは16～17ページの「解約(減額=一部解約)について」をご覧ください)。上記イメージ図では、積立利率計算基準日の解約返戻金と比較して、積立利率計算基準日の翌日の解約返戻金は一般的に減少することを示しています。
 *2 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*3 契約日(責任開始日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)のいずれか遅い日となります。
 *4 積立利率計算基準日は、契約日から15年ごとの年単位の契約応当日をいいます。
 *5 積立金額は米ドル未満を切り捨てて表示しています。

【仕組み (積立金定期引出タイプ: 積立金定期引出特約が付加されているタイプ) (米ドル建ての場合)】

ご契約例

- 保険期間: 終身 ● 運用通貨: 米ドル ● 積立利率適用期間: 15年 ● 一時払保険料: 100,000米ドル ● 契約日
 - 積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率: 年3.4%* ● 積立利率計算基準日(第2回目)の積立利率: 年1.4%*
- *記載の各積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

日の積立利率: 年2.4%*

※この保険の為替リスク、解約返戻金、ご契約にかかる費用等について、くわしくは19~21ページをご覧ください。

[運用通貨]



[積立利率適用期間*]

10年 15年

*豪ドル建ての場合、10年のみとなります。



外貨建て(米ドル・ユーロ・豪ドル建て)のご契約について、保険料を円や運用通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合(外貨でお受け取りいただいた後、円に換算してお受け取りいただく場合を含みます)等、為替相場の変動による影響を受けます。

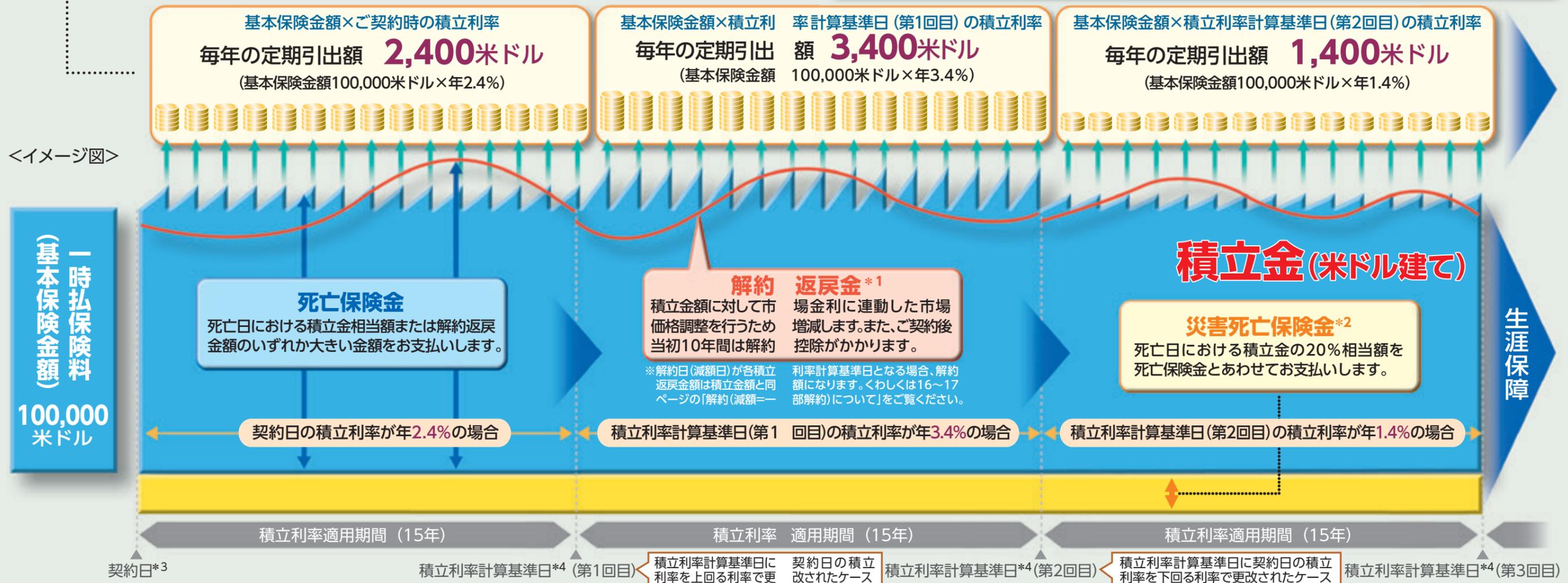
【定期引出金は円でお受け取りいただけます】



積立利率、積立利率適用期間について

- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。
 - 積立利率は契約日の利率が直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年または15年ごとの年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
 - 積立利率は契約日または積立利率計算基準日に応じて定める基準利率*1に外貨建ての場合は最大1.0%、円建ての場合は最大0.7%を増減させた範囲内でPGF生命が定めた利率から、保険関係費用*2を差し引いた利率とし、毎月2回設定されます。
- *1 基準利率について、くわしくは11ページの「保障内容について」をご覧ください。
※積立金定期引出特約を付加する際に設定される積立利率がPGF生命所定の利率を下回る場合、この特約を付加することはできません。
※定期引出に要する費用*2がかかることから積立金定期引出特約を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります(積立利率計算基準日における積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。
*2 保険関係費用および定期引出に要する費用について、くわしくは19ページの「積立利率について」をご覧ください。

<イメージ図>



※この図はイメージであり、将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額、定期引出額等を保証するものではありません。
なお、災害死亡保険金について、積立金の20%相当額を反映しておりません。

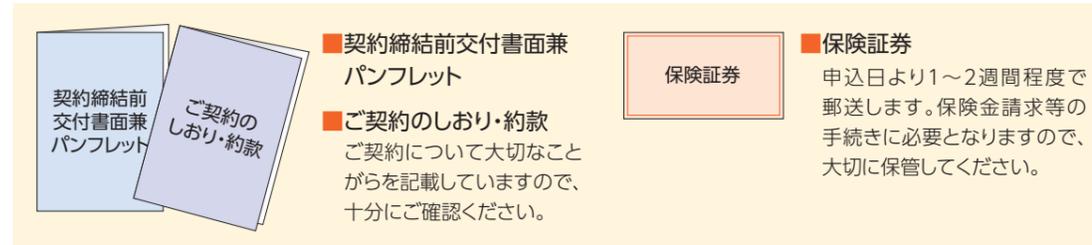
*1 積立利率計算基準日以外の日に解約した場合、解約返戻金には市場価格調整が行われます(くわしくは16~17ページの「解約(減額=一部解約)について」をご覧ください)。上記イメージ図では、積立利率計算基準日の解約返戻金と比較して、積立利率計算基準日の翌日の解約返戻金は一般的に減少することを示しています。

*2 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
*3 契約日(責任開始日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)のいずれか遅い日となります。
*4 積立利率計算基準日は、契約日から15年ごとの年単位の契約応当日をいいます。

よくあるご質問について

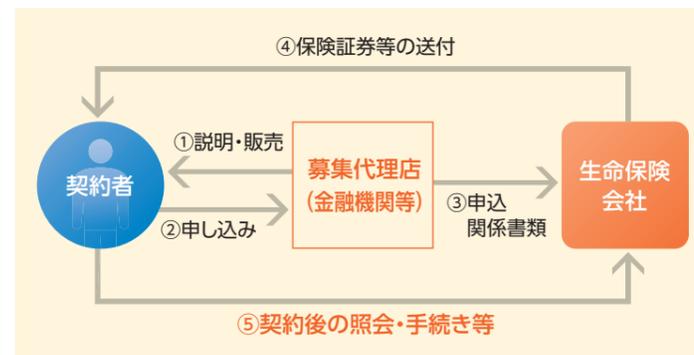
Q1 | この商品は預金の一種ですか？

A1 いいえ。
この商品は「**生命保険商品**」です。**預金とは違い、元本の保証はありません。**



Q2 | 契約後の照会は保険会社にすればいいですか？

A2 はい。
引受保険会社である**PGF生命**にご照会ください。



Q3 | 保障はいつからはじまりますか？

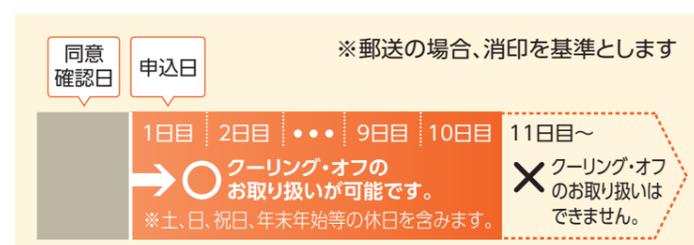
A3 責任開始期です。
責任開始期とは、**告知**ならびに**一時払保険料相当額のお払い込み (PGF生命への着金) がともに完了したとき**です。



▶くわしくは、24ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

Q4 | クーリング・オフはできますか？

A4 できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

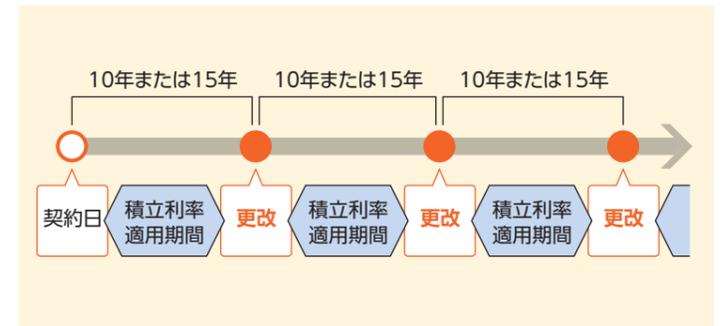


▶くわしくは、22～23ページの「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

Q5 | 積立利率は何年ごとに更改されますか？

A5 10年または15年です。
積立利率適用期間*は**10年または15年**からご選択でき、積立利率は**次回更改時(10年または15年)**まで適用されます。

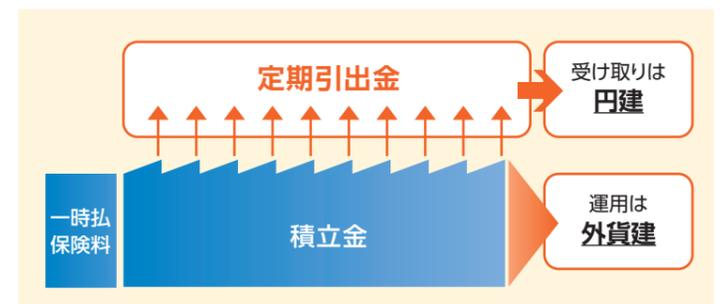
*豪ドル建ての場合、10年のみとなります。なお、ご契約時に運用通貨および積立利率適用期間をお選びいただき、以後、変更はできません。



Q6 | 積立金定期引出タイプの定期引出金は外貨でも受け取れますか？

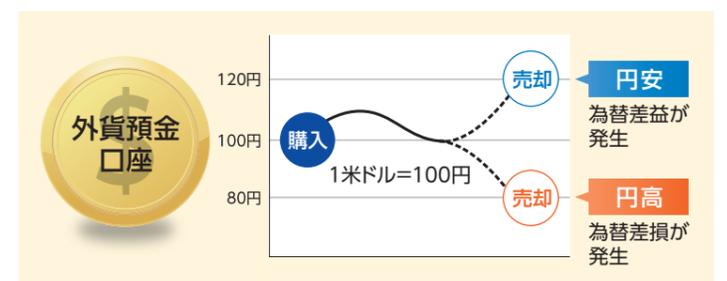
A6 いいえ。
定期引出金は**円**でお受け取りいただけます。

※定期引出額を円に換算した場合の金額は為替の変動による影響を受け増減しますのでご注意ください。



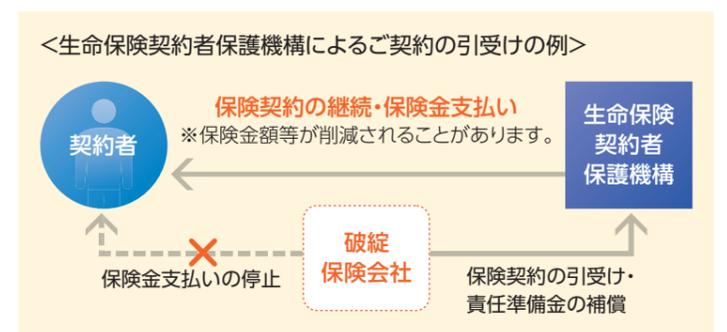
Q7 | 保険金等を外貨で受け取る場合、何か注意すべきポイントがありますか？

A7 あります。
保険金等を外貨でお受け取りになる場合、**外貨預金口座**が必要となります。なお、将来円に交換する際は交換時の為替レートによって**損失が生じる可能性があります**。



Q8 | 引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなりますか？

A8 いいえ。
PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、**生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります**。



▶くわしくは、25ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

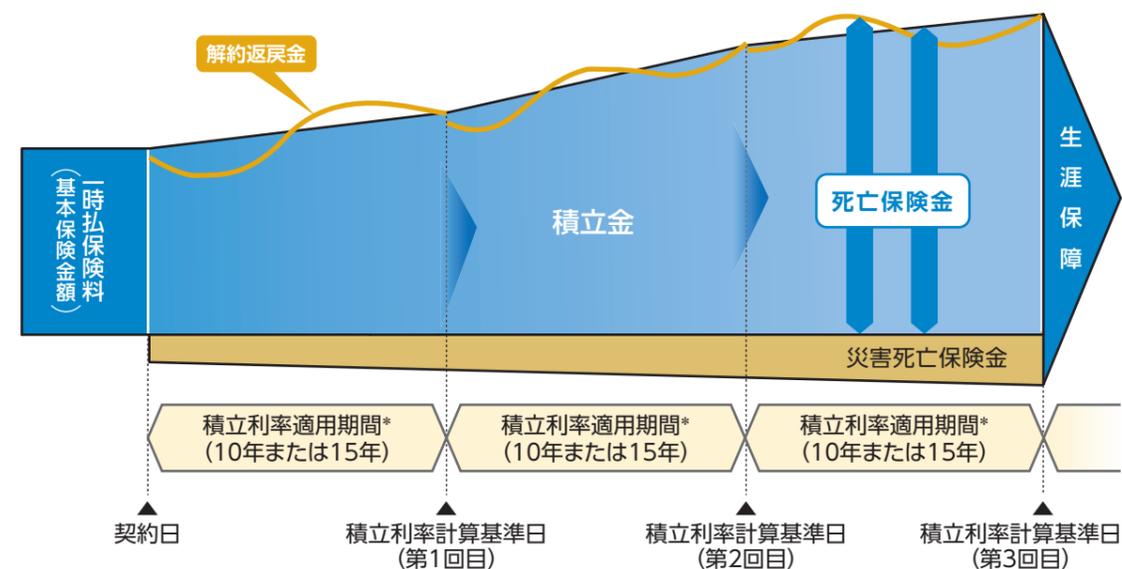
契約概要

⚠ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控えをお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

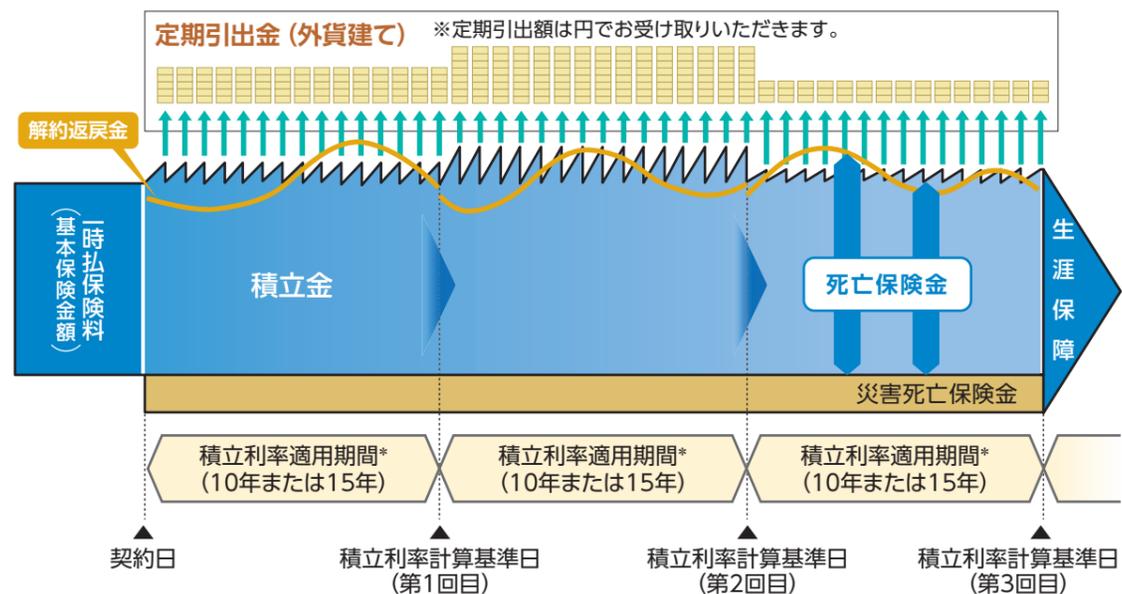
基本タイプ／積立金定期引出特約が付加されていないタイプ

<イメージ図>



積立金定期引出タイプ／積立金定期引出特約が付加されているタイプ

<イメージ図>



* 豪ドル建ての場合、10年のみとなります。
 ※ご契約時に運用通貨および積立利率適用期間をお選びいただき、以後、変更はできません。

1 | 商品の特長と仕組みについて

➔ 保険商品の名称：積立利率更改型一時払終身保険

➔ 商品の特長

- この保険は、ご契約時に保険料を一時払で払い込み、**生涯にわたる死亡保障がある商品**です。一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨* (米ドル、ユーロ、豪ドル、円)で行います。
 *当契約概要では、各通貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)契約における通貨を運用通貨といいます。
- 外貨建て(米ドル・ユーロ・豪ドル建て)のご契約について、保険料を円や運用通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合(外貨でお受け取りいただいた後、円に換算してお受け取りいただく場合を含みます)等、**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、保険金等をお払い込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を**下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。
- この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、**解約返戻金は増減します**。また、契約日から10年未済に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

2 | 保障内容について

名称	支払事由
死亡保険金	被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。
災害死亡保険金*	被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払いします。

*契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<積立利率、積立利率適用期間について>

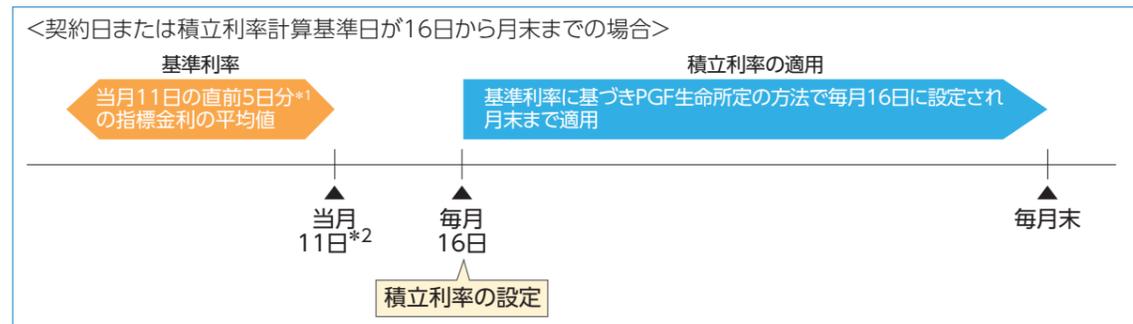
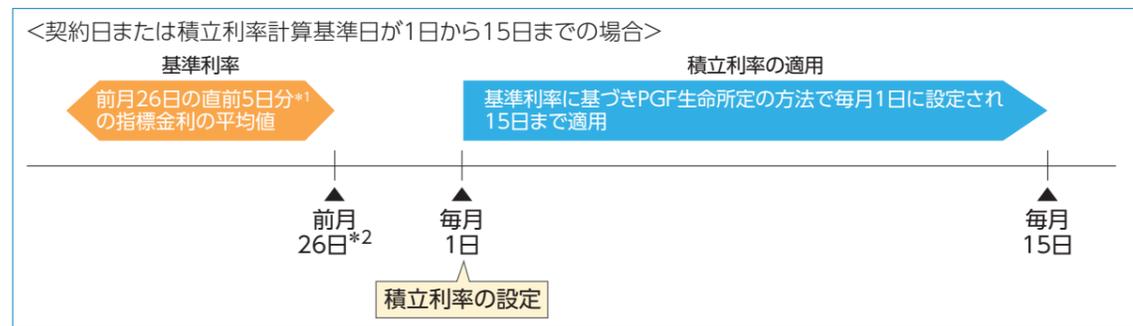
- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。
- 積立利率は契約日の利率が直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年または15年ごとの年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
- 積立利率は契約日または積立利率計算基準日に応じて定める基準利率に外貨建ての場合は最大1.0%、円建ての場合は最大0.7%を増減させた範囲内でPGF生命が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率とします。

※基本タイプの積立利率は年0.05%が最低保証されます。

※積立金定期引出特約を付加する際に設定される積立利率がPGF生命所定の利率を下回る場合、この特約を付加することはできません。

※定期引出に要する費用がかかることから積立金定期引出特約を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります(積立利率計算基準日における積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。

基準利率および積立利率の設定・適用のながれ



*1 運用通貨および積立利率適用期間に応じた指標金利の取得が可能の日となります。

*2 PGF生命の休業日の場合は、直後の営業日となります。

指標金利について

運用通貨	指標金利	
	積立利率適用期間10年の場合	積立利率適用期間15年の場合
米ドル	金利スワップレート*3 10年物 米国ドル - 米国ドル買値	金利スワップレート*3 15年物 米国ドル - 米国ドル買値
ユーロ	金利スワップレート*3 10年物 ユーロ - ユーロ買値	金利スワップレート*3 15年物 ユーロ - ユーロ買値
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の 流通利回り*4	-
円	残存期間10年の日本国債の 流通利回り*4	残存期間15年の日本国債の 流通利回り*4

*3 金利スワップレートとは、国際金融市場での代表的な中・長期金利の指標です。金融資産(社債・公共債等)の利回りの基準として広く用いられ、資金を中・長期で運用する際の目安となります。PGF生命では、PGF生命が指定する機関が提供する金利スワップレートの値を用いています。

*4 国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。PGF生命では、PGF生命が指定する機関が提供する、国債の流通利回りの値を用いています。

3 | 付加できる特約とその内容について

➔ 保険料外貨入金特約 米ドルクロス入金*

運用通貨 \$ € AU\$ ¥

- PGF生命所定の為替レート(保険料外貨入金特約用の為替レート)を用いて豪ドル建ての一時払保険料を米ドルでお支払い込みいただけます。
- お支払いいただく米ドルの一時払保険料相当額(保険料外貨換算額)をもとに、PGF生命が受領した日(着金日)の為替レートで豪ドル建ての一時払保険料(基本保険金額)を計算します(米ドルクロス入金*)。

対象	換算基準日
保険料	米ドルの一時払保険料相当額のPGF生命受領日(着金日)

*「保険料外貨入金特約」の「保険料外貨換算額を定める場合の特約」を適用します。なお、米ドルクロス入金を適用する場合、お支払い込みいただく米ドルの一時払保険料相当額の最低額は、ご加入いただくタイプで異なります(くわしくは15ページの「ご加入条件について」をご覧ください)。

➔ 円支払特約

運用通貨 \$ € AU\$ ¥

- 外貨建ての(災害)死亡保険金、解約返戻金をPGF生命所定の為替レート(円支払特約用の為替レート)で円に換算し、お受け取りいただけます。

対象	換算基準日
(災害)死亡保険金	被保険者の死亡日
解約返戻金	解約日(減額日)(所定の必要書類をPGF生命にて受理した日)

※この特約を付加して保険金等を円でお受け取る場合、被保険者の死亡日における為替相場により円に換算した保険金額が、保険料払込時の為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合がありますのでご注意ください。

⇒ 積立金定期引出特約

運用通貨    

- 積立金の一部を取り崩し、定期引出金として契約者にお支払いします。定期引出金の額(定期引出額)は、積立利率適用期間ごとに以下の算式で計算されます。

$$\text{定期引出額} = \text{基本保険金額} \times \text{積立利率}$$

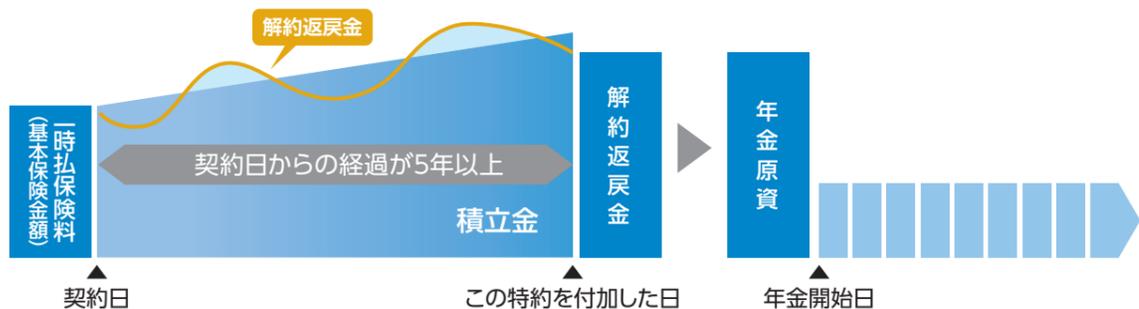
- 定期引出金は毎年の定期引出日*(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)にお支払いします。定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときの定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額となります(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額となりませんのでご注意ください)。
- 定期引出金が支払われた場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
- この特約はご契約時にのみ付加できます。中途付加は取り扱いません。
- 直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申し出の場合に限り、この特約を解約することができます。
- 基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算(減額)されます。

*定期引出日と定期引出金の着金日は異なる場合があります。

⇒ 年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払終身保険用)

運用通貨    

<イメージ図>



- 契約日から5年経過以後、この特約を付加することで、この特約を付加した日(所定の必要書類をPGF生命にて受理した日)における解約または減額による解約返戻金をもとに年金を受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。
- 運用通貨が外貨で、この特約の年金等を円によりお受け取りいただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金を年金原資として取り扱います。この場合、以後、外貨建てのお支払いはできません。

- 選択できる年金種類および取扱年齢範囲は、以下のとおりとなります。

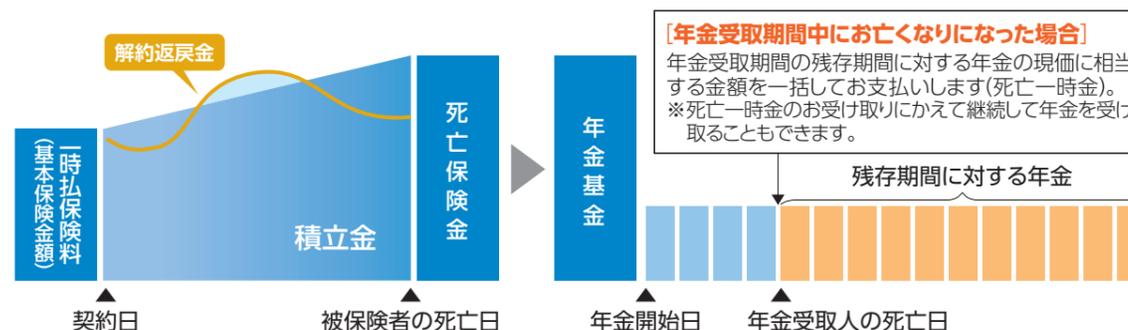
年金種類	年金開始日における被保険者の年齢
確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年)	20~90歳
確定年金(35年)	20~87歳
確定年金(40年)	20~82歳
保証期間付終身年金および保証金額付終身年金	40~90歳

※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、1回あたりの年金額がPGF生命の定める最低年金額(1回の支払額が米ドル建ての場合500米ドル、ユーロ建ての場合500ユーロ、豪ドル建ての場合500豪ドル、円建ての場合2万円)に満たない場合、この特約を付加することができません。

⇒ 遺族年金特約

運用通貨    

<イメージ図>



- この保険の(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。
- 運用通貨が外貨で、この特約の年金等を円によりお受け取りいただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金等を年金基金に充当して取り扱います。この場合、以後、外貨建てのお支払いはできません。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。年金受取期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。
- 被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日)を年金基金設定日として(災害)死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
- 取扱年齢範囲は、年金開始日における年金受取人の年齢が0~90歳となります。

※年金開始日における年金受取人の年齢によっては、年金受取期間を所定の範囲で変更し、年金をお支払いする場合があります。
 ※年金額は、年金基金設定日における年金受取期間、基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、1回あたりの年金額がPGF生命の定める最低年金額(1回の支払額が米ドル建ての場合500米ドル、ユーロ建ての場合500ユーロ、豪ドル建ての場合500豪ドル、円建ての場合2万円)に満たない場合、お取り扱いできません。

4 | ご加入条件について

- 保険期間 : 終身
- 契約日の被保険者の年齢範囲(満年齢) : 15歳~87歳
- 取扱保険料額

運用通貨		米ドル	ユーロ	豪ドル	円
積立利率適用期間		10年または15年	10年または15年	10年	10年または15年
基本タイプ (積立金定期引出特約を付加しない場合)	米ドルクロス入金を適用しない場合の保険料	最低 2万米ドル (取扱単位:100米ドル)	最低 2万ユーロ (取扱単位:100ユーロ)	最低 3万豪ドル (取扱単位:100豪ドル)	最低 200万円 (取扱単位:1万円)
		最高 5億円*2			
積立金定期引出タイプ (積立金定期引出特約を付加した場合)	米ドルクロス入金を適用する場合の保険料*1	最低 -	最低 -	最低 4万米ドル (取扱単位:100米ドル)	最低 -
		最高 -	最高 -	最高 5億円*2	最高 -

*1 「保険料外貨入金特約」の「保険料外貨換算額を定める場合の特則」を適用して豪ドル建ての一時払保険料を米ドルでお払い込みいただく場合は、同一契約者で30日以内にお申し込みをした積立利率更改型一時払終身保険(保険料外貨入金特約付)と通算して、100万米ドルを超えるお取り扱いはできません。
 *2 各契約の契約日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算されます。なお、同一被保険者ですでにご契約いただいている積立利率更改型一時払終身保険と通算されます。
 ※一時払保険料等引受条件の具体的な数値については申込書にてご確認ください。

- 払込方法 : 一時払
- 告知 : 職業告知
- 死亡保険金受取人*3 : 被保険者の2親等以内の親族

*3 契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。

5 | 配当金について

- この保険には配当金はありません。

6 | 解約(減額=一部解約)について

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、**解約返戻金は増減します(解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)**。また、契約日から10年未満に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は**一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

- 解約(減額)時には下記の式により解約返戻金が算出されます。

$$\text{解約返戻金} = \text{解約日(減額日)} * 1 \text{の積立金} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率} * 2)$$

*1 解約日(減額日)とは、所定の必要書類がPGF生命に到着した日となります。また、積立利率計算基準日を解約日(減額日)に指定することもできます。
 *2 解約控除率は契約日から解約日(減額日)までの年数が10年未満の場合、適用されます。

- 解約日(減額日)が各積立利率計算基準日となる場合、市場価格調整・解約控除はともに行われないため、解約返戻金額は積立金額と同額になります。
- 基本保険金額を減額する場合、減額する基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。なお、減額後の基本保険金額は以下の基本保険金額を限度とします。

対象	米ドル	ユーロ	豪ドル	円
基本タイプ	2万米ドル	2万ユーロ	3万豪ドル	200万円
積立金定期引出タイプ	5万米ドル	5万ユーロ	5万豪ドル	-

①市場価格調整率

運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年数や金利により変動します。「適用されている積立利率」が「解約日(減額日)に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金を増加させ、低いときは減少させます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\%) * 1}{1 + \text{解約日(減額日)に計算される積立利率}(\%) * 2 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数} * 3}{12}}$$

*1 適用されている積立利率…解約日(減額日)の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
 *2 解約日(減額日)に計算される積立利率…解約日(減額日)を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
 *3 残存月数…解約日(減額日)からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)
 ※市場価格調整率の上限・下限はありません。ただし、解約返戻金がゼロを下回ることはありません。
 ※市場価格調整率についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

②解約控除率

●契約日からの経過年数が10年未満の解約(減額)の場合、解約(減額)する積立金額に対し経過年数に応じた所定の解約控除率を適用します。

	契約日からの経過年数*										
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨建て	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	—
円建て	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—

*経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日(減額日)までの年数をいいます。

<解約返戻金額の計算例>

設定例	• 運用通貨 … 米ドル	• 積立利率適用期間 … 10年	• 積立利率 … 年3.00%
	• 解約時の積立金額 … 1万米ドル	• 経過年数 … 5年	
	• 解約日に計算される積立利率 … 年3.50%		

①市場価格調整率の計算 … 残存月数 = 5(年) × 12 = 60(月)

市場価格調整率

$$= 1 - \left(\frac{1+3.00\%}{1+3.50\%+0.30\%} \right)^{60/12} = 1 - \left(\frac{1.03}{1.038} \right)^5 = 1 - 0.962053\dots = 0.0379 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

②解約控除率 … 経過年数は5年のため、解約控除率は5.0%(=0.05)

③解約返戻金額 … 以上の結果より、解約返戻金額 = 10,000 × (1 - 0.0379 - 0.05) = **9,121米ドル**

※解約返戻金額は、セント未満を四捨五入します。



解約(減額)をご検討される際には、市場価格調整率、解約控除率に加えて、解約返戻金の円換算額(為替リスク)もご考慮ください。

8 | 諸費用について

●この保険でご負担いただく諸費用についてくわしくは19~20ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

7 | 為替リスクについて

●この保険は為替リスクがあります。為替リスクについてくわしくは21ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載していますのでご確認ください。

➡️ ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は積立利率の計算の際に用いる「保険関係費用」と各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

■ 積立利率について

お払い込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、契約日および各積立利率計算基準日に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、積立金定期引出特約を付加した場合には、定期引出に要する率*1を加えたものをいいます。

*1 定期引出に要する率は毎年の定期引出額をお支払いするために要する率から算出しています。定期引出に要する率は積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

<保険料を円でお払い込みいただく場合の費用>

円を外貨に交換する為替レート(TTS)と仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

<豪ドル建ての保険料を米ドルでお払い込みいただく場合(米ドルクロス入金)の費用>

「保険料外貨入金特約」の「保険料外貨換算額を定める場合の特則」を適用して豪ドル建ての保険料を米ドルでお払い込みいただく場合、お払い込みいただく米ドルを豪ドルに対応するPGF生命所定の為替レートを用いて、豪ドル建てに変更しますので費用が発生します。なお、所定の為替レートの計算に用いる、お払い込みいただく米ドルの仲値(TTM)*2との差額および豪ドルの仲値(TTM)*2との差額は為替手数料として通貨交換時にそれぞれご負担いただきます。

運用通貨	保険料外貨入金特約用の為替レート(PGF生命所定の為替レート)
豪ドル	(豪ドルのTTM+50銭)÷(米ドルのTTM-50銭)

(平成26年7月現在)

<保険金・定期引出金等を円でお受け取りいただく場合の費用>

「円支払特約」を付加、または「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用して保険金等を円でお受け取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)*2との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

運用通貨	円支払特約用・積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート(PGF生命所定の為替レート)
米ドル	TTM -1銭
ユーロ	TTM -2銭
豪ドル	TTM -3銭

(平成26年7月現在)

*2 仲値(TTM)は、PGF生命が指標として指定する銀行が公示する値となります。

<保険金等を外貨でお受け取りいただく場合の費用>

- 取扱金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 外貨でのお受け取りにかかる手数料(PGF生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(送金先金融機関により手数料は異なるため一律に記載することができません。受取時にPGF生命にご確認ください)。

<クーリング・オフ等で保険料を外貨でお受け取りいただく場合の費用>

取扱金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

■ 年金・遺族年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(平成26年7月現在)を年金受取日に積立金額より控除します。

※年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)および遺族年金特約によるお取り扱いです。

■ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます(所定の解約控除率については16~17ページ「解約(減額=一部解約)について」をご覧ください)。

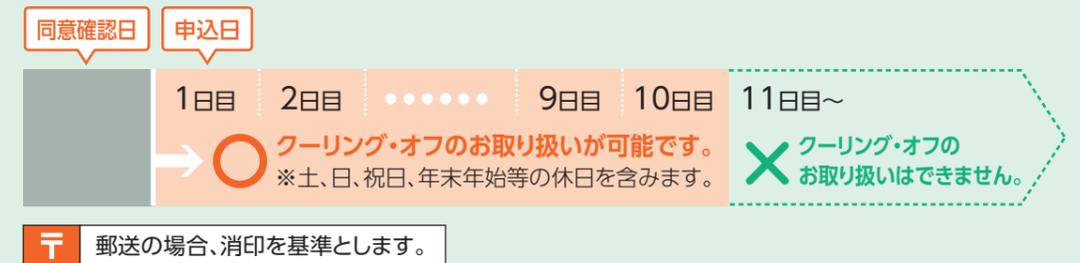
1

お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



- お申し込みの撤回等をされた場合、お払い込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。

お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、押印(申込書兼告知書と同一印)、住所、電話番号、申込書番号(申込書兼告知書控に印字)、運用通貨をご記入ください。
- 複数の運用通貨をお申し込みいただいたご契約は、運用通貨ごとにクーリング・オフのお申し出が必要となります。
- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面の記載見本(例)

切手 ○○局 00.00.00

10日以内の消印有効

〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 宛

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 行

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 ○○ ○○ 印

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

申込書番号 ○○○○○○○○○○

運用通貨 ○○○○建て

●お申し込みの撤回等をする旨の明記

●自署

●申込書兼告知書と同一印

●申込書兼告知書控に印字

●送付先住所
〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
クーリング・オフ担当

⇒ 為替リスクについて

外貨建て(米ドル・ユーロ・豪ドル建て)のご契約について、保険料を円や運用通貨*3と異なる外貨でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合(外貨でお受け取りいただいた後、円に換算してお受け取りいただく場合を含みます)等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等をお払い込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*3 当注意喚起情報では、各通貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)契約における通貨を運用通貨といいます。

- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金等をお払い込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■クーリング・オフ等により、PGF生命が外貨で保険料を返金した場合、**返金された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる**可能性があります。

⇒ 市場金利に応じて解約返戻金が増減することについて

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減します(解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、契約日から10年未満に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
郵送	10日以内の消印まで有効
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効

2 告知義務について

■職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「申込書兼告知書の告知事項欄」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■申込書兼告知書の告知事項欄にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命が有しています。三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、**三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず申込書兼告知書の告知事項欄にて告知してください。**

■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

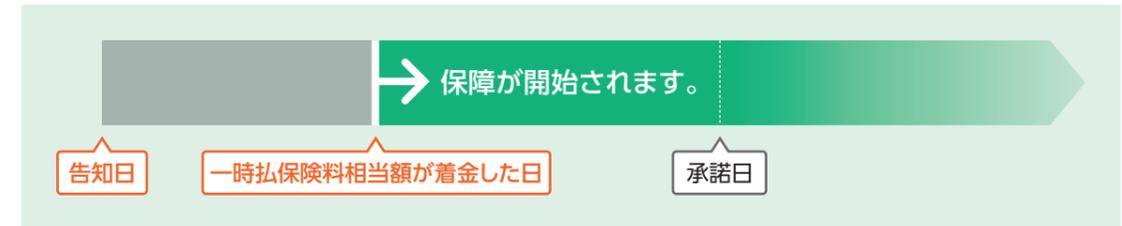
- ご契約の申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

■告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- 告知にあたり、三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたことを原因として「告知義務違反」に該当された場合には、PGF生命はご契約または特約を解除することはできません。万一このような行為があった場合は、すみやかにPGF生命コールセンターへご連絡ください。
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお引き受けを決定した場合には、**一時払保険料相当額のお払い込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時からご契約の保障が開始されます。



■お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の不慮の事故等を原因とする場合。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

5 生命保険契約者保護機構について

■PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

7 預金等との違いについて

■「新・フォーライフカレンシー」はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

■現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**

- **解約・減額されるご契約の解約返戻金が全くないか、ある場合でも多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

9 税務のお取り扱いについて(「ご契約のしおり・約款」もご確認ください)

<外貨建ての税務上の換算レートについて>

この保険の税務上のお取り扱いについては、外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡保険金*3 災害死亡保険金*3	被保険者の死亡日	<相続税の対象となる場合>TTB(対顧客電信買相場) <所得税の対象となる場合>TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金*3	解約日(減額日)	TTM(対顧客電信仲値)

*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを適用します。

*2 「保険料外貨入金特約」の「保険料外貨換算額を定める場合の特則」を適用して、豪ドル建ての一時払保険料相当額を米ドルでお払い込みになっている場合は、米ドルでお払い込みいただいた金額となります。

*3 円支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。

<お払い込みいただく保険料について>

お払い込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

<解約返戻金について>

解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等*の差額が所得税(一時所得)の対象となります。

*減額した場合は減額部分の解約返戻金額が、また、積立金定期引出特約が付加されたご契約で定期引出額を受け取った場合は、それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額が差し引かれます(くわしくは27～28ページの「(ご参考)積立金定期引出特約を付加した場合の税務取り扱いについて」をご覧ください)。

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)を付加して年金としてお受け取りになる場合について

この特約を付加して年金としてお受け取りになる場合、毎年お受け取りになる年金は、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)の対象となります。

<(災害)死亡保険金について>

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) +住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

■一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

<定期引出金について>

(くわしくは以下の「(ご参考)積立金定期引出特約を付加した場合の税務取り扱いについて」をご覧ください)

定期引出金の額(定期引出額)は一部解約ではなく保険契約に基づく給付であるため、年金(終身年金)として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年受け取る定期引出額から必要経費*1を差し引いた金額が所得税(雑所得)の対象となります。

$$\text{*1 必要経費} = \text{定期引出額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額*2}}{\text{定期引出金受取予定総額*3} + \text{死亡保険金額*4}}$$

- *2 保険料受領日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。
- *3 初回の定期引出額×第1回の定期引出日における被保険者の余命年数となります。
- *4 第1回の定期引出日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。

定期引出金受取後に解約する場合、解約返戻金額から必要経費*5を差し引いた金額が所得税(一時所得)の対象となります。

$$\text{*5 必要経費} = \text{一時払保険料} - \text{それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額}$$

(ご参考) 積立金定期引出特約を付加した場合の税務取り扱いについて

<定期引出金の課税について>

<定期引出金の課税対象額の計算例>

(ご契約例)

- 被保険者:男性 ●契約時の被保険者年齢:60歳(第1回の定期引出日における被保険者の年齢:61歳)
- 第1回の定期引出日における被保険者の余命年数:18年(所得税法施行令82条の3)
- 運用通貨:米ドル ●契約日の積立利率:年2.1%
- ・一時払保険料:10万米ドル(保険料受領日のTTMを100円とした場合の円換算後の一時払保険料相当額:1,000万円)
- ・定期引出額:189,000円(当ご契約例に基づく定期引出額2,100米ドルを第1回の定期引出日の積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート(90円と仮定)で円換算した額)
- ・第1回の定期引出日の死亡保険金額:10万米ドル(第1回の定期引出日のTTMを90円とした場合の死亡保険金相当額:900万円)

<必要経費の計算例>

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{定期引出額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{定期引出金受取予定総額} + \text{死亡保険金額}} \\ &= 189,000(\text{円}) \times \frac{10,000,000(\text{円})}{(189,000(\text{円}) \times 18(\text{年})) + (9,000,000(\text{円}))} \\ &= 189,000(\text{円}) \times 0.81^{\text{*1}} \quad \text{*1 小数点第3位以下切上げ} \\ &= 153,090\text{円}^{\text{*2}} \quad \text{*2 円未満切捨て} \end{aligned}$$

毎年受け取る定期引出額から必要経費を差し引いた残額が雑所得としてその年の他の所得と合算して計算されます。当事例の場合、第1回の定期引出額189,000円から153,090円が差し引かれた35,910円がその年の他の所得と合算され総合課税されます。

<定期引出金受取後に解約した場合の課税について>

<一時所得の課税対象額の計算例>

(設定例)

- 上記ご契約例について、第2回以降の定期引出日における積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レートが第1回の定期引出日における当為替レートと同じレートで推移したものとし、かつ、契約日から10年目の契約応当日に解約した場合
 - ・解約返戻金額:10万米ドル(解約日のTTM*を90円とした場合の円換算後の解約返戻金相当額:900万円)
 - *円で受け取る場合は、円支払特約用の為替レートを適用します。

<必要経費の計算例>

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{一時払保険料} - \text{それまで受け取った定期引出金等に対する必要経費*} \quad \text{*減額等がないものとします。} \\ &= 10,000,000(\text{円}) - (153,090(\text{円}) \times 10(\text{年})) = 8,469,100(\text{円}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{一時所得の課税対象金額} &= \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料等)} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2 \\ &= \{ 9,000,000(\text{円}) - 8,469,100(\text{円}) - 500,000\text{円} \} \times 1/2 = 15,450\text{円} \end{aligned}$$

※他に一時所得の収入金額がないものとします。

当事例の場合、解約返戻金相当額より必要経費および特別控除を差し引いた2分の1の金額(15,450円)が他の所得と合算され総合課税されます。



外貨でお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、**「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、外貨を基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額(外貨)が一時払保険料(外貨)を下回る場合があります。**

上記内容は平成26年4月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

10 保険金等のご請求について

- 保険金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。
 - お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
 - PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金・給付金のご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にご連絡ください。

11 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター 通話料 無料 **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

<受付時間>平日8:30~20:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載していますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険料を借入金で調達してのお申し込みおよび借入れを前提としたお申し込みはできません。
- 保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
 - ※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

- ✓ **本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します** 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
- ✓ **必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供します** 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報等の個人情報についてご契約者さまより取得する場合があります。
- ✓ **保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します** 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。
- ✓ **個人情報を再保険会社に提供することがあります** 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。
- ✓ **個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります** 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。
- ✓ **ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します** 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。
- ✓ **保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます** 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」ともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。
- ✓ **お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります** 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。